

## 第4章 川口市水道事業の将来像



### 1 企業ビジョン（理念）

#### 企業ビジョン

#### 安全・安心と真心を いつでもお客様のもとへ

私たちは、未来に続く命を育てていくため、安全・安心と真心のこもったサービスを、水道水という商品に乗せて、たゆむことなく、みなさまのお手元にお届けします。

企業経営において最も重要なことは、自社がどの事業領域でどのような価値を提供するかを明確にすることです。水道局は、水道水を媒体として、みなさまの生活を安全に支え、安心して日常を過ごしていただくためのサービスを届ける企業です。そして、それは災害時であっても変わることのない使命です。

そこで、「アクアプラン川口21～川口市地域水道ビジョン～」(平成20年2月策定)にて、「理想の姿」を明確にし事業を運営してきました。本計画においても、企業ビジョン（理念）を継続して掲げ、企業経営目的の最上位と位置付けます。この企業ビジョンをあらゆる事業活動の基盤とし、企業経営の手段が目的化してしまうことを防ぐ規範とし、市民生活の向上に貢献するサービス企業を実現します。

### 2 企業ミッション（政策）－ 組織ミッション（施策）

#### 企業ミッション

私たちは、水道料金をお支払いいただいている方を中心に、川口市に住む・働く・訪れる人々から未来の人々に至るまで、私たちの商品である水道水をみなさまのお手元に確実にお届けするため、給水に携わるすべての関係者と手を携えて、理想の姿を実現します。

企業ビジョン（理念）を実現する手段が企業ミッション（政策）です。この企業ミッションは、理念を実現するため、企業ビジョンを構造化し、具体的な実現方策である施策の方向性を示すものです。

そして、政策を達成する手段が組織ミッション（施策）です。理念を実現するために示した7つの企業ミッション（政策）を指針とし、具体的な事業を実行し、水道水を通じて安全・安心と真心をお届けするサービス企業に革新していきます。

### 政策1 安全安心な水道水の確保

安心できる健康的な生活のために、水道事業者や水道施設の設置者と連携し、安全な水源を確保し水道水がお手元に届くまでのすべての過程で安全で良質な水質を保ちます。

#### 施策1-1 水源の保全と確保

##### 1-1-1 県水受水の安定化

埼玉県から購入する原水（県水）を安定的に受水できるよう、埼玉県との連携を強化します。

##### 1-1-2 自己水源の確保

上青木、神根、新郷、横曽根、鳩ヶ谷の5浄水場が管理する38本の取水井の改良・掘替を行い、自己水源（地下水取水）施設の保全と安定的な確保を図ります。

#### 施策1-2 安全な水質の維持

##### 1-2-1 水質監視体制の強化

自動水質監視装置により24時間連続的に水質監視を行います。また、水質検査の精度と信頼性を確保し続けるため、川口市の水質検査計画及び埼玉県の水質管理計画に基づき、水道法第20条の要件を満たす検査機関に水質検査を依頼するとともに、緊急性の高い検査や放射性物質の検査にも迅速に対応します。

##### 1-2-2 水安全計画の運用

水源からお客様の蛇口に至る全ての段階で安全・安心な水の供給が出来るように「水安全計画」を策定し運用するとともに、水道の安全性についてお客様への情報提供を行います。

#### 施策1-3 安全な水道水の提供

##### 1-3-1 貯水槽水道適正管理の促進

貯水槽水道の設置者及び管理者に対して水質の安全管理指導を継続的に広報していきます。また、貯水槽水道に関する問い合わせや相談に対し、適切な管理方法や点検・清掃業者等の紹介を随時行っていきます。

##### 1-3-2 水道管洗浄の促進

配水管内の洗浄作業を計画的に実施し、より良質な水を提供します。

##### 1-3-3 直結給水の普及促進

貯水槽の定期的な清掃や点検が不要になり、いつでも新鮮な水道水が配水管から給水管へ直接供給される「直結給水」の普及を行うため、マンションなどの高い建物に供給する場合の「直結増圧式給水方式」を推進します。

## 政策2 安定・快適な水道水の供給

快適な生活のために、浄配水場や水道管の計画的・効率的な更新及び適切な維持管理を行うとともに、非常時の被害を最小限にする管網の整備を推進し、様々な漏水対策を図り、常に安定した水圧で途切れることなく供給します。

### 施策2-1 水道施設の更新

#### 2-1-1 浄配水場施設の更新

浄配水場施設の耐震化や設備の補修工事を行い、施設の機能の強化を図るとともに設備の老朽化等による更新を計画的に行い機能を維持します。

#### 2-1-2 老朽化管路の計画的更新

高級鋳鉄管や法定耐用年数40年を迎えるダクタイル鋳鉄管等の老朽管を耐震管に布設替えます。

### 施策2-2 配水管網の強化

#### 2-2-1 配水管のネットワーク化の推進

現在、全市域を網羅している配水管網(網目状になっている水道管のネットワーク)を、拠点浄配水場を軸とした5つのエリアに基幹ブロック(大区画)化し、水圧や流量など日常の快適性を向上させます。また、非常時に断水範囲を最小限に引き止めるとともに、被害区域内を集中的に補修することで、早期に復旧が行えるネットワークを構築します。

#### 2-2-2 効率的な管路の拡張・充実

安定した配水量を提供するため、区画整理地区などに新たな配水管を耐震管により整備していきます。

### 施策2-3 維持管理の充実

#### 2-3-1 浄配水場の適切な維持管理

浄配水場の機械設備及び電気設備等の修繕を実施し維持管理の充実を図るとともに、配水量の変化に応じた適正な運転管理を継続します。

#### 2-3-2 管網の適切な維持管理

配水管の情報を電子管理しているマッピングシステムの有効活用を図るため、データ整備に努め、適時、必要となるシステムの改修を行います。また、給水装置工事申請窓口業務の顧客サービスを迅速化し、その正確性を高めるとともに水道事故や濁水の早期復旧に対応します。

### 施策2-4 漏水対策の強化

#### 2-4-1 漏水調査・漏水対応

水資源の有効活用のため、漏水修理等を迅速に実施していきます。また、継続的に漏水調査を行い、地上に表出しない漏水も早期に発見し修理します。

#### 2-4-2 老朽給水管布設替の推進

漏水発生率の高い私道内の古い給水管（個人所有）を計画的にステンレス鋼管等に取り換えるとともに、老朽化した配水管の布設替え工事に伴い、これらに接続する個人所有の給水管をステンレス鋼管等に取り換えることで、有収率の向上を図ります。

#### 2-4-3 私道内給水管布設替整備補助の促進

老朽化した給水管による出水不良及び漏水を解消し、給水の安定と配水管網の整備を図るため、私道内給水管をステンレス鋼管等に布設替えする工事の経費の一部を補助します。

## 政策3 災害対策の推進

地震などの自然災害などにおいて1日でも早い安定した日常生活の回復のために、非常時への備えを万全にするとともに、社会基盤を支える企業としての役割を果たします。

### 施策3-1 震災対策の強化

#### 3-1-1 水道施設の耐震化

耐震管による経年管等の更新・拡張事業に加え、浄配水場から災害拠点病院など重要施設への配水ルートを優先的に耐震化することにより、地震等の災害発生時においても市民の救護や復旧活動の支障とならないようにします。

#### 3-1-2 応急給水・復旧体制の整備

災害時や非常時にいち早く応急給水する体制、また1日でも早く復旧し日常生活を回復する体制を整備するとともに、情報収集機能の強化、給水や復旧に係る災害協定や関係団体等との連携の強化、救命活動の一助を担う水道事業体としての対応策を強化します。

#### 3-1-3 災害用資機材の整備

災害時に効率的かつ効果的な応急給水・災害復旧作業が行えるよう、資機材等の整備と保管体制の構築を進めます。

### 施策3-2 危機管理体制の確立

#### 3-2-1 渇水対策の強化

県水受水や自己水源の安定化を実現し、異常渇水時における水道水供給体制に万全を期します。

### 3-2-2 テロ対策の強化

テロによる緊急事態に備え、飲料水の供給体制、水質の監視体制、施設の保全、関係機関との連携など対策強化を図ります。

### 3-2-3 水道事故対策の強化

過去の水道局工事等における事故を詳細に検証し、不測の事態が起こらないよう防止策を実施します。また、事故発生時には、緊急時事故対応マニュアルにより万全の対策を実施します。

### 3-2-4 インフルエンザ等対策の強化

新型インフルエンザ等発生時に事業継続のための諸活動を的確に実施できる体制をつくり、安定給水を継続して行います。

### 3-2-5 放射性物質対策の強化

市民に安全・安心な水を供給するため、放射性物質により水道水に影響がでた場合の応急給水・水質検査体制などを強化します。

### 3-2-6 電力・通信危機対策

電力供給不足の事態に備え、自家発電設備の充実や燃料の確保に努めるとともに、出水不良や濁り水に対応すべく体制を維持・充実します。また、情報通信施設の事故等により浄配水場間の遠隔操作が不能となった場合の体制の更なる整備を図ります。

## 政策4 サービスの向上

お客様に信頼される水道サービスであるために、お問い合わせなどに対し、正確・迅速・丁寧に対応するとともに、ご要望の把握によりサービスを充実し、積極的な情報の提供により相互理解を深め、お客様の満足度を高めます。

### 施策4-1 お客様サービスの向上

#### 4-1-1 お客様センターの利便性の向上

水道局お客様センターの機能を継続的に検証し利便性の向上を図るとともに、窓口業務アンケートの分析や、窓口での意見や要望などのお客様の声を積極的に反映し業務改善に努めます。

#### 4-1-2 サービスの多様化

生活様式の変化に合わせ、支払いチャネルの拡大を図るとともに、お客様の声を反映したサービスの多様化を目指します。

#### 4-1-3 個人情報保護の徹底

水道料金検針・収納等業務委託において多くの個人情報を取り扱っていることから、個人情報の管理を最重要事項と位置づけ、漏えい事故の防止のため万全の体制を取ります。

### 施策4-2 広報広聴活動の推進

#### 4-2-1 水道事業PRとお客様の声の反映

各種イベントの開催・参加、ホームページの充実、広報誌の作成等多様な広報事業を行っていくことで、お客様に水道への親しみを持っていただくと同時に、水道局へのご意見をいただくための調査事業を行うことで、お客様にとってより必要性の高い情報とは何かを精査し、そうした情報をより広く、より早くお届けします。

#### 4-2-2 情報公開・情報共有の推進

川口市情報公開制度の厳格運用を継続するとともに、事業4-2-1「水道事業PRとお客様の声の反映」と合わせ、伝えるべき情報を迅速に、正確に、積極的に、わかりやすくお伝えします。

### 政策5 環境との調和

社会維持機能を支える企業としての責任を果たすために、限りある自然環境を未来に残せるよう環境に配慮した事業を推進します。

#### 施策5-1 省エネルギー型施設の推進

##### 5-1-1 施設の省エネルギー化・自然エネルギー化

事業2-1-1「浄配水場施設の更新」と合わせ、施設や設備の更新の際には、省エネルギー化、エネルギーの高効率化を図るとともに、自然エネルギーの調査研究により、導入を検討し、環境負荷の低減と地球温暖化対策に努めます。

#### 施策5-2 環境負荷の軽減

##### 5-2-1 温室効果ガス排出量の削減

車両、物品、設備等の環境対策、事業系一般廃棄物の抑制、庁舎壁面緑化などにより、温室効果ガス排出量を削減し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会への転換を図ります。

### 政策6 社会との調和

水道事業を通して社会との調和を実現するために、水道学習や水を通じた国際貢献など、社会貢献活動に積極的に取り組みます。

## 施策6-1 社会とのパートナーシップ

### 6-1-1 水道学習プログラムの充実

浄水場や水道庁舎を活用した、水道の仕組みや大切さ等を学習する環境を整えます。

### 6-1-2 健全な水循環に係る活動支援

水に関わる様々な市民や団体の活動を支援するとともに、その活動を紹介し市民の参加を支援することによって、水に対する理解を育み、健全な水循環に係る社会貢献を行います。

## 施策6-2 国際貢献の推進

### 6-2-1 国際交流・技術協力の推進

世界の水道事情に関する情報等を発信し、海外からの研修生の受入れ等により、水道事業に係る国際貢献を実施します。

## 政策7 経営基盤の強化

効率的で持続可能な企業であるために、経営資源を効果的に活用し、健全な財政状況のもと、組織能力・組織体制を強化し、将来にわたり最適な経営を継続します。

## 施策7-1 財政基盤の強化

### 7-1-1 水需要動向の把握

水需要予測により経営資本をどのように効率的かつ効果的に投入していくか今後の方向性を調査します。この中長期的視点による分析結果をもとに、各事業の点検・評価の精度を向上させ、実態に即した計画の修正と成果の達成を図ります。

### 7-1-2 料金体系の見直し

他の水道事業体の料金体系を調査研究し、今後の水需要や埼玉県から購入する県水の料金の動向を踏まえ、最適な水道料金体系を研究します。

### 7-1-3 収納率の向上

効果的な手法の研究により収納率の向上を図ります。

### 7-1-4 効率的な資産管理

中長期的な視野に立ち、アセットマネジメントを活用し、効率的かつ効果的に水道施設を管理運営することにより、持続可能な水道事業を実現します。

### 7-1-5 財務体質の強化

将来にわたり、安定したライフラインの確保のため、合併効果の検証、企業債残高の削減、民間的経営手法の研究、民間委託等の検証・推進を通して、財務体質の改善を図ります。



## 施策7-2 組織能力の向上

### 7-2-1 適正な組織・職員配置

事務事業の見直し等を行い、人的資本を有効に機能させるとともに、事業7-2-2「人材の育成」と合わせ、水道局全体の価値提供水準を向上させます。

### 7-2-2 人材の育成

水道技術の向上と、内部に保有する技術や知識の継承のため、資格取得や外部研修への参加を奨励するとともに、資格取得者や高度な技術・知識を保有する職員を内部講師として育成します。また、会議技法を習得し、コミュニケーション能力を向上させるため、職員の提案による自主的な部内研究プロジェクトチームの活動を支援します。

## 施策7-3 経営体制の強化

### 7-3-1 プロセスマネジメントの推進

水道事業管理者を中心に、水道部長及び局内課長職等をメンバーとする意思決定合議機関「経営会議」を引き続き実施し、日常での事業進捗をPDCAサイクルのシングルループ<sup>1</sup>で検証・評価し、事業の目標達成のための取組を支援します。また、年間の評価をPDCAサイクルのダブルループ<sup>2</sup>で行い、アクアプランの達成度に基づく効果性・有効性・妥当性・波及性のほか、実施プロセスの検討を行うことにより、企業ビジョンの実現を推進します。

### 7-3-2 中期経営計画の運用

10年間の長期経営計画である「アクアプラン川口21」に基づき3ヶ年の中期経営計画を策定し、運用することにより、戦略的な視点から財務状況とのバランスのとれた事業化を進めるとともに、民間的経営手法の研究、民間委託導入の効果検証を行い、経営体制の強化を図ります。また、企業ビジョンが確実に達成できるよう、事業評価を継続的に実施します。

### 7-3-3 電子化の推進

お客様からのご意見、業務に関する情報、技術知見などを、コンピュータネットワーク上で一元的に蓄積・整理し活用する「ナレッジデータベース機能」を付加するなど、現在の庁内LANシステムを再構築し、また、財務会計システムの見直しを含め、より高度な情報共有システムに更新します。

### 7-3-4 広域的連携の強化

経営体制の強化を図るべく水道事業広域化を検討します。また、他の水道事業者とのネットワークを構築し、水質の保全・水質事故への対応・技術の向上のため連携を強化します。

<sup>1</sup> PDCAサイクルのシングルループ：計画（Plan）・実行（Do）・点検・評価（Check）・改善（Action）のシングルマネジメントの循環をいう。

<sup>2</sup> PDCAサイクルのダブルループ：PDCAに学習（Learning）の工程を加えたダブルマネジメントの循環をいう。詳細は、「第6章 計画のマネジメント」を参照



### 3 政策—施策—事業の体系

企業ミッション（政策）	組織ミッション（施策）	事業名称
1 安全安心な水道水の確保	1-1 水源の保全と確保	1-1-1 県水受水の安定化
		1-1-2 自己水源の確保
	1-2 安全な水質の維持	1-2-1 水質監視体制の強化
		1-2-2 水安全計画の運用
	1-3 安全な水道水の提供	1-3-1 貯水場水道適正管理の促進
		1-3-2 水道管洗浄の促進
1-3-3 直結給水の普及促進		
2 安定・快適な水道水の供給	2-1 水道施設の更新	2-1-1 浄配水場施設の更新
		2-1-2 老朽化管路の計画的更新
	2-2 配水管網の強化	2-2-1 配水管のネットワーク化の推進
		2-2-2 効率的な管路の拡張・充実
	2-3 維持管理の充実	2-3-1 浄配水場の適切な維持管理
		2-3-2 管網の適切な維持管理
	2-4 漏水対策の強化	2-4-1 漏水調査・漏水対応
		2-4-2 老朽給水管布設替の推進
		2-4-3 私道内給水管布設替整備補助の促進
	3 災害対策の推進	3-1 震災対策の強化
3-1-2 応急給水・復旧体制の整備		
3-1-3 災害用資機材の整備		
3-2 危機管理体制の確立		3-2-1 漏水対策の強化
		3-2-2 テロ対策の強化
		3-2-3 水道事故対策の強化
		3-2-4 インフルエンザ等対策の強化
		3-2-5 放射性物質対策の強化
		3-2-6 電力・通信危機対策
		4-1-1 お客様センターの利便性の向上
4-1 お客様サービスの向上	4-1-2 サービスの多様化	
	4-1-3 個人情報保護の徹底	
4-2 広報広聴活動の推進	4-2-1 水道事業PRとお客様の声の反映	
	4-2-2 情報公開・情報共有の推進	
5 環境との調和	5-1 省エネルギー型施設の推進	5-1-1 施設の省エネルギー化・自然エネルギー化
	5-2 環境負荷の軽減	5-2-1 温室効果ガス排出量の削減
6 社会との調和	6-1 社会とのパートナーシップ	6-1-1 水道学習プログラムの充実
		6-1-2 健全な水循環に係る活動支援
6-2 国際貢献の推進	6-2-1 国際交流・技術協力の推進	6-2-1 国際交流・技術協力の推進
		6-2-1 国際交流・技術協力の推進
7 経営基盤の強化	7-1 財政基盤の強化	7-1-1 水需要動向の把握
		7-1-2 料金体系の見直し
		7-1-3 収納率の向上
		7-1-4 効率的な資産管理
		7-1-5 財務体質の強化
	7-2 組織能力の向上	7-2-1 適正な組織・職員配置
		7-2-2 人材の育成
	7-3 経営体制の強化	7-3-1 プロセスマネジメントの推進
		7-3-2 中期経営計画の運用
		7-3-3 電子化の推進
7-3-4 広域的連携の強化		

## 4 計画の概要

計画に用いる基本的な数値は、過去の実績から分析を行い、これまでの傾向を考慮して将来の数値を算出しています。推計の詳細は、「第2編 資料Ⅱ 計画値の推計」をご覧ください。

### (1) 計画年次

#### 平成25年度(2013)～平成34年度(2022)10年間の計画

「アクアプラン川口 21～第2次川口市地域水道ビジョン～」(以下「アクアプラン川口 21」という。)は、平成25年度を初年度とし平成34年度を目標年次とする10年間の計画です。社会経済情勢の著しい変化に対応していくため、第1期(平成25年度～平成27年度)、第2期(平成28年度～平成30年度)、第3期(平成31年度～平成34年度)の各期を中期経営計画として区分します。この期間の設定は、水道局の進む方向性と、これに基づく期間ごとの具体的な事業及び検証の結果を一体的にお示しするためのものです。そして、毎年度の計画と事業評価をお客様と共有しながら、経営資本投入量の最適化を図り、成果中心の計画遂行を実現します。

### (2) 計画給水区域

#### 川口市全域

現在水道水を供給している地域は川口市全域であり、アクアプラン川口 21においても計画給水区域を川口市全域とします。

### (3) 計画人口(計画年次最終年度の見込)

#### 平成34年度(2022)：600,600人

行政区域内人口とは、川口市に在住している市民の人口を対象とします。

行政区域内人口は、上位計画である「川口市総合計画」との整合を図ることが基本となります。しかし、平成28年度に策定された「第5次川口市総合計画」では、平成32年の計画値を601,317人としており、改定時の人口予測587,000人との間に約14,000人の差が生じています。計画人口は、「第5次川口市総合計画」と整合させた600,600人(平成34年度)とします。

#### (4) 計画給水人口（計画年次最終年度の見込）

平成34年度（2022）：600,600人

計画給水人口とは、給水を行う区域内において上水道を使用している人口を対象とします。現在、川口市の上水道普及率は約99.998%です。この実績をもとに、平成27年度以降の普及率を100%と推計し、計画給水人口は、計画人口と同年度、同数の600,600人とします。

#### (5) 計画一日給水量

##### ◆平成34年度（2022）

一日平均給水量：164,700 m<sup>3</sup>/日

一日最大給水量：183,800 m<sup>3</sup>/日

##### ◆計画期間内最大値

一日平均給水量：177,161 m<sup>3</sup>/日（平成25年度）

一日最大給水量：192,800 m<sup>3</sup>/日（平成27年度）

##### ■計画一日平均給水量

計画一日平均給水量は、計画一日平均使用水量<sup>3</sup>を有収率で割って求める数値です。

川口市では、給水人口の伸びに反比例し、年々水道使用量が減っています。これは、水道の普及率がほぼ100%であることから、緩やかな人口増加に伴う給水人口の増加にとどまるのに対し、節水意識の浸透や節水型機器の普及、少子高齢化、社会の変化、生活様式の多様化などによる生活用水使用量の減少が、人口増加による使用水量の増加を上回るためだと予測されます。

このような背景や人口の動向を勘案して推計し、計画一日平均給水量は、平成34年度において164,700 m<sup>3</sup>/日（平成26年度末実績値175,938 m<sup>3</sup>/日）と設定します。また、計画期間内の最大値は、平成25年度における、177,161 m<sup>3</sup>/日です。

##### ■計画一日最大給水量

計画一日最大給水量とは、計画一日平均給水量を負荷率<sup>4</sup>で割って求める数値です。取水、浄水、配水池に水が流入するまでの設計に用いるもので、施設規模を検討するための基本となる水量です。

推計した計画一日最大給水量は、実績値においては年度による増減があるものの将来的には、主に計画一日平均給水量の減少が起因し、減少傾向を示しています。一日最大給水量は、平成34年度において183,800 m<sup>3</sup>/日（平成26年度末実績値190,966 m<sup>3</sup>/日）と設定します。また、計画期間の最大値は、平成27年度において、192,800 m<sup>3</sup>/日と設定します。

<sup>3</sup> 一日平均使用水量：給水メータを検計した使用量を1年間分集計し、年間の日数で割った水量

<sup>4</sup> 負荷率：一日最大配水量（給水量）に対する一日平均配水量（給水量）の割合。施設効率を判断する指標の1つ。数値が大きいほど効率的であるとされている。

図表 36 計画に用いる推計値（平成25・26年度は実績値。他年度は推計値）

項目	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 ※	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 ※	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
	日数	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	
行政区域内人口（年度末）	（人）	585,503	590,209	592,000	593,800	595,600	597,400	599,200	601,000	600,800	600,600	
給水区域内人口（年度末）	（人）	585,503	590,209	592,000	593,800	595,600	597,400	599,200	601,000	600,800	600,600	
給水人口（年度末）	（人）	585,491	590,197	592,000	593,800	595,600	597,400	599,200	601,000	600,800	600,600	
普及率	（％）	99.998	99.998	100	100	100	100	100	100	100	100	
給水戸数	（戸）	264,038	268,363	269,100	270,000	270,800	272,800	273,700	274,500	275,600	275,600	
給水戸数一戸当たり給水人口	（人/戸）	2.22	2.20	2.20	2.20	2.20	2.19	2.19	2.19	2.18	2.18	
一人一日平均使用水量 （生活用原単位）	（ℓ/人/日）	242	239	238	236	234	232	230	229	227	225	
用途別水量	生活用水	（m <sup>3</sup> /日）	141,913	140,792	140,896	140,137	139,370	138,597	137,816	137,629	136,382	135,135
	業務営業・工場用水	（m <sup>3</sup> /日）	18,014	17,436	17,771	17,694	17,623	17,558	17,498	17,441	17,389	17,339
	その他	（m <sup>3</sup> /日）	45	47	48	48	48	48	48	48	48	48
一日平均使用水量	（m <sup>3</sup> /日）	159,972	158,275	158,715	157,879	157,041	156,203	155,362	155,118	153,819	152,522	
一日平均無収水量	（m <sup>3</sup> /日）	5,875	6,106	5,991	5,953	5,915	5,876	5,839	5,823	5,768	5,713	
一日平均給水量	（m <sup>3</sup> /日）	177,161	175,938	172,700	171,600	170,500	169,400	168,300	167,900	166,300	164,700	
一人一日平均給水量	（ℓ/人/日）	303	298	292	289	286	283	281	279	277	274	
一日最大給水量	（m <sup>3</sup> /日）	192,306	190,966	192,800	191,600	190,300	189,100	187,900	187,400	185,600	183,800	
一人一日最大給水量	（ℓ/人/日）	328	324	326	323	319	316	313	312	309	306	
有収率	（％）	90.30	89.96	91.93	92.03	92.13	92.23	92.33	92.43	92.54	92.64	
有効率	（％）	93.61	93.43	95.40	95.50	95.60	95.70	95.80	95.90	96.01	96.11	
負荷率	（％）	92.12	92.13	89.58	89.58	89.58	89.58	89.58	89.58	89.58	89.58	
年間配水量	（m <sup>3</sup> /年）	64,663,855	64,217,205	63,189,046	62,616,359	62,216,395	61,817,299	61,586,150	61,255,080	60,669,910	60,093,405	
年間有収水量	（m <sup>3</sup> /年）	58,390,050	57,770,299	58,089,690	57,625,835	57,319,965	57,014,095	56,862,492	56,618,070	56,143,935	55,670,530	

\*端数の関係で計算値が合わない場合があります。

※印はうるう年